

福岡県公安委員会活動状況

<定例会の主な議題及び要旨>

平成29年7月13日(木)

【報告事項】

1 監察関係報告について

(警務部)

警察本部から「通信指令課員による殺人事案について、平成29年7月13日付けで当該職員を懲戒処分の免職とする。また、監督責任として上司の通信指令課長を本部長訓戒の処分とする。」旨の報告があった。

公安委員から「飲酒運転等であれば監督責任があるのは理解できるが、今回のような家庭の中の事案でも、監督責任の処分があるのか。」旨の発言があり、警察本部から「家庭内の問題であっても、兆候を把握し、一步踏み込んだ指導・監督を行っていれば、組織上の対応ができたのではないかと考え、課の責任者である課長を監督上の措置での処分としている。」旨の説明があった。

2 平成29年度第1四半期(4～6月)における監察実施結果について

(警務部)

警察本部から「平成29年度第1四半期において、本部及び警察署等の13所属に対して総合監察を、また、警察署、交番等に対して計98回の随時監察を実施した。良好事項としては、署長による個人面接を実施する取組があった。一方、指導事項としては、業務日誌の記載不備等があり、指導を行った。また、身上指導特別強化期間を設定し、実施している。」旨の報告があった。

公安委員から「身上指導特別強化期間は毎年実施しているのか。また、身上というからにはプライベートなことも指導するのか。」旨の発言があり、警察本部から「毎年、一定期間を設けて個人面接等を行い、問題点があればそれぞれ指導している。私行上の事案の約8割が、酒、異性関係、借財に関連するものであり、そこに重点を置いて指導している。」旨の説明があった。

公安委員から「署長による個人面接は、様々な非違事案も発生していることから、士気高揚を含め良い取組であり、警察署の規模によっては難しいかもしれないが、署独自の取組としてだけでなく、警察署全体に広げていただくようお願いしたい。」旨の発言があった。

3 平成29年上半年における懲戒処分状況について

(警務部)

警察本部から「平成29年上半年期の懲戒処分者数は12人となっており、昨年から倍増している。処分種別では、免職、停職、減給が増加している。公私別では、私行上の事案が約7割となっている。主な処分事由は、飲酒あて逃げ事案、証拠物件偽造事案、強制わいせつ等事案、業務上横領等事案となっている。階級別では、巡査部長と警部補を併せると全体の約7割となっている。」旨の報告があった。

公安委員から「私行上の事案が増加していることから、面接が有効だと思うので力を入れていただきたい。」旨の発言があった。

公安委員から「処分の増加は、裾野が広がっているためである。その裾野となる監督上の措置を減らすことで、結果として重大事案を減らすことができるという印象があるので、そこの目配りを徹底していただきたい。」旨の発言があった。

4 組織的犯罪処罰法等の一部を改正する法律及び刑法の一部を改正する法律の概要について (刑事部)

警察本部から「組織犯罪処罰法等の一部を改正する法律及び刑法の一部を改正する法律が成立した。概要として、組織犯罪処罰法等の一部を改正する法律では、テロ等準備罪の新設、刑法の一部を改正する法律では、強姦罪の見直し、監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪の新設、強盗強姦罪の見直し、強姦罪等の非親告罪化等の改正が行われた。」旨の報告があった。

5 障害者総合支援法に基づく給付費の不正受給による詐欺事件の検挙について

(刑事部)

警察本部から「南警察署ほか2警察署及び捜査第二課は、障害者総合支援法に基づく給付費を不正受給した詐欺事件について、7月10日、福岡市居住の無職の男性ほか2人を逮捕した。」旨の報告があった。

6 不正競争防止法違反事件の検挙について

(刑事部)

警察本部から「東警察署、早良警察署、生活経済課及び捜査第三課は、当時、佐賀銀行の営業秘密を管理する立場にありながら、顧客情報を取得し、第三者に開示した不正競争防止法違反事件について、7月5日、住居不定、無職の男性を逮捕した。」旨の報告があった。

公安委員から「情報が流出した顧客が、今後、犯罪に巻き込まれないような対応が必要になってくると思う。」旨の発言があり、警察本部から「現在のところ、顧客情報が拡散したり、顧客が犯罪被害に遭ったという事実は確認していないが、今後も防犯措置を行うとともに顧客情報に含まれている方々には注意喚起を行っていきたい。」旨の説明があった。

7 金融機関に対する強盗未遂等事件等の検挙について

(暴力団対策部)

警察本部から「久留米警察署及び暴力団犯罪捜査課は、平成27年7月24日、久留米市内の金融機関において、拳銃を発射するなどして職員を脅迫したが目的を遂げなかった強盗未遂等事件について、7月4日、道仁会傘下組織幹部を逮捕するなどした。」旨の報告があった。

8 浪川会傘下組織組長らによる拳銃加重所持事件の検挙について

(暴力団対策部)

警察本部から「薬物銃器対策課は、拳銃1丁をこれに適合する実包10発と共に保管して所持するなどした拳銃加重所持事件について、7月6日までに、浪川会傘下組織組長ほか3人を逮捕した。」旨の報告があった。

9 朝倉地区を中心とした豪雨による災害発生状況と警察措置について

(警備部)

警察本部から「7月5日、朝倉地区を中心とした記録的な豪雨により、土砂崩れ、家屋の倒壊等が発生し、多数の死者を出す大規模災害が発生した。同日、警察本部に「福岡県警察災害警備本部」を、朝倉警察署等に「警察署災害警備本部」を立ち上げ、他府県からの広域緊急援助隊などの応援を受けながら、被災者の救出救助活動・交通規制等を実施した。現在、大きな被害が出た朝倉警察署管内における災害警備のため、約900名の体制を確保し、活動を継続している。また、朝倉市と東峰村の合計16箇所の避

難所に約1,000名が避難していることから、さくらサポート隊を編成し、被災者に対する声かけ・防犯指導・相談受理活動を実施し、更には、空き巣等被災地での犯罪の発生を防止するための被災地警戒隊を編成し、被災地・避難所の警戒等を行っている。今後も、引き続き、行方不明者等の捜索を第一に行うとともに、被災者に寄り添う活動や被災地の警戒を実施するなど、被災地における安心感の醸成にも配慮した活動を継続していく。」旨の報告があった。

公安委員から「7月11日、現地を視察し、部隊の激励等を行った。朝倉警察署長の話では、発生当初の3日間、署員は不眠不休で奮闘されたとのことだった。また、倒壊家屋で、警察部隊による捜索が行われていたが、過去に見た訓練どおり指示を的確に共有して活動を行っていた。テレビ報道等で現場の映像は見ていたが、実際は想像以上であり、現場で活動している警察職員をはじめ、自衛隊、消防隊員の方々には頭が下がる思いであった。今後も、住民が安心して暮らせるまで、先の長い活動をお願いしたい。ただ、二次被害や健康管理にも配慮していただきたい。」旨の発言があり、警察本部から「今後の推移を見守る必要があるが、引き続き、被災地警戒としてパトカーを多く見せることで犯罪を抑止していく。また、部隊による捜索は必要だと考えている。部隊員については、炎天下の中で作業していることから、熱中症等に配慮するとともに、今後、降雨等があれば二次災害の可能性もあるので、そのような場合の退避の仕方も指示していく。」旨の発言があった。